

高校等の教育費を支援します！

対象世帯

①と②または①と③の該当世帯

- ① 令和7年4月の新入生で、就学支援金の支給対象となる生徒

※特別支援学校高等部生徒を除きます。
また、児童入所施設入所生徒、里親制度利用者は対象にならない場合があります。

- ② 非課税世帯、生活保護受給世帯

※住民税の納税通知や特別徴収税額の決定通知、課税証明書で確認

- ③ 家計急変により収入が激減した世帯

申請方法

県内の学校へ進学した場合

入学後、学校から案内があります。

県外の学校へ進学した場合

5月末までに下記問合先にお問い合わせください。保護者が県外に住んでいる場合、在住の都道府県で手続きが必要です。

返還
不要

鳥取県高校生等奨学給付金

県では、高校生活にかかる授業料以外の教育費（教科書、制服購入費等、PTA会費等）を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。対象は、住民税非課税および生活保護受給世帯ですが、課税世帯でも家計急変により収入が激減した場合、収入額によって給付対象になる場合があります。いずれも返還不要です。

概要

「鳥取県高校生等奨学給付金」は対象世帯に在学先や兄弟姉妹の状況等に応じて給付されます。

7月

申請

提出

8～9月

学校
取りまとめ

審査

10～12月

給付

(※給付は各学校単位)

給付額例(R6)

世帯状況	国公立	私立
非課税世帯（第1子）【全日制・定時制】	122,100円	142,600円
非課税世帯（第2子以降）【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円
生活保護受給世帯【専攻科以外】	32,300円	52,600円

【問合先】鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 ☎ 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

